

7 相下第 9 1 号
令和 7 年 7 月 9 日

相馬市下水道審議会会長 様

相馬市長 立谷 秀清



下水道使用料のあり方について(諮問)

相馬市下水道条例第 33 条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

下水道使用料のあり方について

2 諮問の趣旨

本市の下水道事業は、平成 2 年に供用開始となりました公共下水道事業をはじめとして、複数の事業を推進してまいりましたが、開始から 35 年以上が経過しており、管渠や処理施設の老朽化が進んできております。

一方で、人口減少や節水意識の高まりにより、水需要は減少傾向にあるため使用料収入の減少が見込まれております。

現在の本市の使用料体系では、本来使用料で賄うべき費用のすべてを賄いきれず、その不足分は一般会計からの繰入金に依存しております。このような状況は、公営企業の原則であります独立採算の原則及び受益者負担の原則にあてはまらないものであります。

つきましては、下水道使用者からの適正な費用負担を確保し、経営の健全性を図るために、適正な下水道使用料のあり方について審議をいただきたく諮問いたします。